

公 告 第 2 3 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 白 藤 淳
(公 印 省 略)

諸 規 程 の 制 定 お よ び 一 部 変 更 に つ い て

このたび、下記のとおり規程の制定および一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 「理事及び理事長選挙執行規程」を、別紙「新旧条文対照表」のとおり制定する。
2. 「予防接種費用補助金支給規程」を、別紙「新旧条文対照表」のとおり制定する。
3. 「歯科検診費用補助金支給規程」を、別紙「新旧条文対照表」のとおり制定する。
4. 「禁煙治療費用補助金支給規程」の一部を、別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
5. 「組合会議員選挙執行規程」の一部を、別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
6. 「組合会会議規則」の一部を、別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
三越伊勢丹健康保険組合 理事及び理事長選挙執行規程 <u>第 1 章 総 則</u> <u>(趣 旨)</u> <u>第 1 条 理事及び理事長の選挙に関しては、法令 および規約に規定するもののほか、この規程 の定めるところによる。</u> <u>第 2 章 選 挙 期 日</u> <u>(理事選挙)</u> <u>第 2 条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙に よって、当選人の確定後直ちに行うものとし る。ただし、特別の事情がある場合には、そ の日以後 10 日以内に行うことができる。こ の場合においては、理事長は、選挙の期日を 定めなければならない。</u> <u>(選挙の管理)</u> <u>第 3 条 理事長は、選挙の期日前に、投票、開票 の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事の 数を公告し、選挙又は選定された議員がその 旨を確認することができるようにしなければ ならない。</u> <u>第 3 章 選 挙 会</u> <u>(選挙長)</u> <u>第 4 条 選挙長は、理事長をもって充てる。 2 理事長に故障があるときは、規約第 38 条の規定により理事長の職務を行う者をも って充てる。</u> <u>(選挙立会人)</u> <u>第 5 条 選挙長は、選定議員及び互選議員の中か ら、それぞれ 1 名の選挙立会人を指名しなけ ればならない。</u> <u>(立候補の届出等)</u> <u>第 6 条 理事の候補者となろうとする者は、選挙 日に組合会議員選挙執行規程第 2 号様式に準</u>	三越伊勢丹健康保険組合 理事及び理事長選挙執行規程 (新設)

じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。

2 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。

3 前2項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。

4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。

第4章 投票

(投票)

第7条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者）1名（ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数）の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

3 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

4 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名しかつ投票用紙在中の旨を明記して、開票する時刻までに到達するよう選挙長に送付しなければならない。

5 投票用紙及び郵便をもって投票に用いる投票用封筒は、組合会議員選挙執行規程第4号様式及び第4号様式に準じて作成するものとする。

(投票の点検)

第8条 投票が終わったときは、選挙長は直ちに

選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定することによって生ずる。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 補欠選挙又は増員選挙ならびに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。
- (3) 一投票中に2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- (4) 互選人でない者の氏名を記載したもの。
- (5) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
- (6) 被選挙人の氏名を自署しないもの。
- (7) 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの。但し職場の地位、住所又は敬称を記載したものはこの限りでない。
- (8) 開票時刻以後における投票又は投票の到達したもの。

第5章 当 選 人

(当選人)

第11条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 得票数が同じであるときは、くじで定める。

(無投票当選)

第12条 規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の告知)

第13条 当選人が決定したときは、選挙長は直ちにその旨を告知しなければならない。

2 当選人が当選を辞退しようとするとき

<u>きは、当選の告知を受けた日から2日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。</u> <u>(再選挙)</u> <u>第14条 選挙すべき理事の数に足る当選人をえることができなかったときは、その不足の員数について、更に選挙を行う。</u> <u>(繰上補充)</u> <u>第15条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。</u> <u>(補欠選挙及び増員選挙)</u> <u>第16条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行わなければならない。</u> <u>(選挙録)</u> <u>第17条 選挙長は選挙録を作り、選挙に関するてん末を記載、選挙立会人とともに署名しなければならない。</u> <u>2 前項の選挙録は、組合会議員選挙執行規程第6号様式に準じて作成し、組合事務所においてその選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。</u> <u>第6章 理 事 長 選 挙</u> <u>(理事長選挙)</u> <u>第18条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。</u> <u>2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事（理事長候補者を除く）の中から理事が選挙する。</u> <u>3 第3条から前条までの規定は、第4条第1項及び第2項の規定を除き理事長の選挙の場合にこれを準用する。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日より施行する。</u>	
---	--

新旧条文対照表

改 正 後	改 正 前
三越伊勢丹健康保険組合 予防接種費用補助金支給規程	三越伊勢丹健康保険組合 予防接種費用補助金支給規程
<u>(目 的)</u> <u>第 1 条 この規程は、三越伊勢丹健康保険組合(以下「組合」という)の加入者が予防接種を受け費用を負担したときの補助金支給について必要な事項を定め、予防接種の利用を促進し、感染症予防と健康の保持増進を図ることを目的とする。</u>	(新設)
<u>(支給対象者)</u> <u>第 2 条 申請時に組合の資格を有する被保険者およびその被扶養者。</u>	
<u>(支給要件)</u> <u>第 3 条 次の各号に該当した場合において補助金の支給を行うものとする。</u> <u>(1) 医療機関において次号に定める予防接種を受けること。</u> <u>(2) 「インフルエンザ予防ワクチン接種」であること。</u> <u>(3) 予防接種実施の後、第 5 条に定める申請手続を行うこと。</u>	
<u>(支給額・支給回数)</u> <u>第 4 条 支給額は、接種費用総額につき 2, 5 0 0 円を上限として補助する。なお、接種費用総額が 2, 5 0 0 円に満たない場合は、組合はその額までを補助する。</u> <u>2 支給は加入者 1 人につき、1 年度(4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日)に 1 回とする。</u>	
<u>(支給申請手続)</u> <u>第 5 条 補助金を申請しようとする者は、予防接種実施の後、次の各号により申請しなくてはならない。</u> <u>(1) 組合が指定する W E B または組合所定の支給申請書</u> <u>(2) 予防接種に係る費用であることが明記された医療機関のすべての領収書および診療明細書等</u> <u>(3) 第 2 号に規定する証憑を取りまとめ、</u>	

改正後	改正前
<u>組合が指定した期間に、第1号に規定する方法により申請を行うものとする。</u> <u>(4) 被扶養者が接種を受けた分の申請を行う場合、原則として被保険者が世帯単位で取りまとめ、組合が指定した期間に、組合が指定した方法で申請を行うものとする。</u> <u>2 第2条に規定する「申請時」は次のように定義する。</u> <u>①WEBによる申請の場合：WEBにより申請登録を行った日</u> <u>②支給申請書による申請の場合：組合が申請書を受け付けた日</u> <u>(補助金支給方法)</u> <u>第6条 補助金の支給は、次のいずれかの方法により支給する。</u> <u>(1) 事業主を経由し、給与振込み</u> <u>(2) 被保険者の指定する銀行口座への振込み</u> <u>(補助金の不支給)</u> <u>第7条 第3条を満たさない場合には、組合は補助金の支給を行わないものとする。</u> <u>(補助金の返還)</u> <u>第8条 組合は、申請内容と事実が異なると判断した場合は、補助金の返還を求めることができる。</u> <u>(その他)</u> <u>第9条 この規程に定めのない事項については、その都度組合で定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日より施行する。</u>	

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
三越伊勢丹健康保険組合 歯科検診費用補助金支給規程	三越伊勢丹健康保険組合 歯科検診費用補助金支給規程
<u>(目 的)</u> <u>第 1 条 この規程は、三越伊勢丹健康保険組合(以下「組合」という。)の被保険者が、歯および口腔の健康を保つことを目的に、歯科医療機関を受診し費用を負担したときに、その費用の一部を補助することにより、歯科受診の機会を広く与え、かつ推奨し全身の健康維持・増進を図ることを目的とする。</u>	(新設)
<u>(支給対象者)</u> <u>第 2 条 申請時に組合の資格を有する被保険者。</u>	
<u>(支給要件)</u> <u>第 3 条 次の各号に該当した場合において補助金の支給を行うものとする。</u> <u>(1) 歯科医療機関で検診または治療(審美歯科治療含む)を行うこと。</u> <u>(2) 検診または治療の後、第 5 条に定める申請手続を行うこと。</u>	
<u>(支給額・支給回数)</u> <u>第 4 条 支給額は、歯科医療機関の受診費用総額につき 2, 0 0 0 円を上限として補助する。</u> <u>なお、受診費用総額が 2, 0 0 0 円に満たない場合は、組合はその額までを補助する。</u> <u>2 支給は 1 人につき、1 年度(4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日)に 1 回とする。</u>	
<u>(支給申請手続)</u> <u>第 5 条 補助金を申請しようとする者は、検診または治療の後、次の各号により申請しなくてはならない。</u> <u>(1) 組合が指定する W E B または組合所定の支給申請書</u> <u>(2) 検診または治療に係る費用であることが明記された歯科医療機関のすべての領収書および診療明細書等</u>	

変 更 後	変 更 前
<u>(3) 原則として当年度に要した費用について第2号に規定する証憑を取りまとめ、翌年度の組合が指定した期間に、第1号に規定する方法により申請を行うものとする。</u> <u>2 第2条に規定する「申請時」は次のように定義する。</u> <u>①WEBによる申請の場合：WEBにより申請登録を行った日</u> <u>②支給申請書による申請の場合：組合が申請書を受け付けた日</u> <u>(補助金支給方法)</u> <u>第6条 補助金の支給は、次のいずれかの方法により支給する。</u> <u>(1) 事業主を経由し、給与振込み</u> <u>(2) 被保険者の指定する銀行口座への振込み</u> <u>(補助金の不支給)</u> <u>第7条 第3条を満たさない場合には、組合は補助金の支給を行わないものとする。</u> <u>(補助金の返還)</u> <u>第8条 組合は、申請内容と事実が異なると判断した場合は、補助金の返還を求めることができる。</u> <u>(その他)</u> <u>第9条 この規程に定めのない事項については、その都度組合で定める。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日より施行する。</u>	

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
三越伊勢丹健康保険組合 禁煙治療費補助金支給規程 (目 的) 第1条 この規程は、三越伊勢丹健康保険組合(以下「組合」という。)の被保険者が、禁煙を目的に、医療機関の禁煙外来等を受診し費用を負担したときに、その費用の一部を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ推奨し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。 (支給対象者) 第2条 <u>申請時に組合の資格を有する 20 歳以上の被保険者。</u> (支給要件) 第3条 次の各号にすべて該当した場合に補助金の支給を行うものとする。 (1) 日本国内の医療機関において禁煙外来を受診すること。 (2) 事前申請後、禁煙外来による禁煙治療を完了し、禁煙したと組合が認定すること。ただし、禁煙成功の認定方法は、毎年度取り決めるものとする。 (支給額・支給回数) 第4条 支給額は、禁煙外来等の受診に要した費用の総額から5,000円を引いた額とする。ただし、支給回数が2回を超える場合には、支給額は禁煙外来等の受診に要した費用の総額から10,000円を差し引いた額とする。なお、いずれの場合にも、支給の上限額を15,000円とする。 2 前項により算出した額に100円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てるものとする。 3 支給は1人につき、1年度<u>(4月1日～翌年3月31日)</u>に1回とする。 (支給申請手続) 第5条 補助金を申請しようとする者は、禁煙外来治療完了後、1か月以内に次の申請書類	三越伊勢丹健康保険組合 禁煙治療費補助金支給規程 (目 的) 第1条 この規程は、三越伊勢丹健康保険組合(以下「組合」という。)の被保険者が、禁煙を目的に、医療機関の禁煙外来等を受診し費用を負担したときに、その費用の一部を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ推奨し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。 (支給対象者) 第2条 <u>組合に加入する 20 歳以上の被保険者を対象とする。</u> (支給要件) 第3条 次の各号にすべて該当した場合に補助金の支給を行うものとする。 (1) 日本国内の医療機関において禁煙外来を受診すること。 (2) 事前申請後、禁煙外来による禁煙治療を完了し、禁煙したと組合が認定すること。ただし、禁煙成功の認定方法は、毎年度取り決めるものとする。 (支給額・支給回数) 第4条 支給額は、禁煙外来等の受診に要した費用の総額から5,000円を引いた額とする。ただし、支給回数が2回を超える場合には、支給額は禁煙外来等の受診に要した費用の総額から10,000円を差し引いた額とする。なお、いずれの場合にも、支給の上限額を15,000円とする。 2 前項により算出した額に100円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てるものとする。 3 支給は1人につき、1年度に1回とする。 (支給申請手続) 第5条 補助金を申請しようとする者は、禁煙外来治療完了後、1か月以内に次の申請書類

変 更 後	変 更 前
を組合に提出しなければならない。 (1) 禁煙治療費用補助金支給申請書 (2) 禁煙外来治療費であることが明記された医療機関のすべての領収書（コピー可） <u>2 第2条に規定する「申請時」は次のように定義する。</u> <u>・組合が申請書を受け付けた日</u> <u>(補助金支給方法)</u> <u>第6条 補助金の支給は、次のいずれかの方法により支給する。</u> <u>(1) 事業主を経由し、給与振込み</u> <u>(2) 被保険者の指定する銀行口座への振込み</u> (補助金の不支給) 第7条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>は、補助金の支給を行わないものとする。 (1) 禁煙治療を途中で中断した場合 (2) 禁煙補助薬（禁煙用パイプ、ニコチンガム、ニコチンパッチ等）を個人で購入した分についての費用 (補助金の返還) 第8条 組合は、申請内容と事実が異なると判断した場合は、補助金の返還を求めることができる。 (その他) 第9条 この規程に定めのない事項については、その都度組合で定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日より施行する。</u>	を組合に提出しなければならない。 (1) 禁煙治療費用補助金支給申請書 (2) 禁煙外来治療費であることが明記された医療機関のすべての領収書（コピー可） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (補助金の不支給) 第6条 次の各号のいずれかに該当する<u>時</u>は、補助金の支給を行わないものとする。 (1) 禁煙治療を途中で中断した場合 (2) 禁煙補助薬（禁煙用パイプ、ニコチンガム、ニコチンパッチ等）を個人で購入した分についての費用 (補助金の返還) 第7条 組合は、申請内容と事実が異なると判断した場合は、補助金の返還を求めることができる。 (その他) 第8条 この規程に定めのない事項については、その都度組合で定める。

新旧条文対照表

変更後	変更前
三越伊勢丹健康保険組合 組合会議員選挙執行規程 第 1 章 総 則 (趣 旨) 第 1 条 組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この<u>規則</u>の定めるところによる。 第 2 章 選挙 期 日 (総選挙) 第 2 条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が<u>終わる</u>日の翌日に<u>行なう</u>。ただし特別の事情がある場合には、議員の任期が<u>終わる</u>日の前 10 日以内に行う <u>ことができる</u>。 2 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも 10 日前にこれを公告しなければならない。 第 3 章 選挙 人 名 簿 (選挙人名簿の調製) 第 4 条 理事長は、<u>選挙区ごとに</u>選挙人名簿を、選挙期日前 10 日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者等記号・番号<u>および</u>性別を記載しなければならない。 3 選挙人名簿は、第 14 条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。 4 第 1 項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。 (選挙人名簿の送付) 第 6 条 理事長は、投票の期日の前日までに、<u>選挙区又は投票区の区域にかか</u>る選挙人名簿を<u>当該選挙区</u>の選挙長又はその投票区の投票管理者に送付しなければならない。 第 4 章 候 補 者 (立候補の届出等) 第 7 条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期	三越伊勢丹健康保険組合 組合会議員選挙執行規程 第 1 章 総 則 (趣 旨) 第 1 条 組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この<u>規程</u>の定めるところによる。 第 2 章 選挙 期 日 (総選挙) 第 2 条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が<u>終る</u>日の翌日に<u>行うものとする</u>。ただし特別の事情がある場合には、議員の任期が<u>終る</u>日の前 10 日以内に行う <u>事が出来る</u>。 2 理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも 10 日前にこれを公告しなければならない。 第 3 章 選挙 人 名 簿 (選挙人名簿の調製) 第 4 条 理事長は、選挙人名簿を選挙期日前 10 日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者等記号・番号<u>及び</u>性別を記載しなければならない。 3 選挙人名簿は、第 14 条の規定により、<u>投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製</u>しなければならない。 4 第 1 項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに、<u>選挙人</u>に異動を生じたときは、理事長は直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。 (選挙人名簿の送付) 第 6 条 理事長は、投票の期日の前日までに、投票区の区域に<u>かかわる</u>選挙人名簿を選挙長又は、<u>その投票区の投票管理者に送付</u>しなければならない。 第 4 章 候 補 者 (立候補の届出等) 第 7 条 議員の候補者となろうとする者は、選挙期

変更後	変更前
日の公告があった日から、選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に<u>届け出</u>なければならない。 2 略 3 略 (立候補届出の特例) 第8条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者が、<u>その選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後議員候補者が死亡し、又は議員候補者であることを辞したときは、同条の例によって選挙の期日前2日目</u>までに候補者の届出をすることができる。 2 議員候補者は、選挙の期日の前日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを<u>辞</u>することが<u>できない</u>。 (立候補の届出書等) 第9条 <u>前2条の</u>立候補の届出は、立候補届出書(別記第2号様式)により行わなければならない。 2 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書(別記第3号様式)により行わなければならない。 3 <u>前2項</u>の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事長に通知し、届出書の所定の欄に受理の年月日を記載しなければならない。 (立候補の公告等) <u>第10条 前条</u>の通知を受けたとき又は議員候補者の死亡を知ったときは直ちに<u>その旨</u>公告しなければならない。 (選挙事務関係者の立候補制限) <u>第11条</u> 議員候補者を<u>下</u>の各号に選任してはならない。 1. 選挙長 2. 選挙立会人 3. 投票管理者 4. 投票立会人 第5章 投票 (投票立会人) 第12条 選挙長又は投票管理者は、各投票所ごとに選挙人(議員候補者を除く<u>。</u>)の中から、本人の承諾を得て、1人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。	日の公告があった日から、選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に<u>届出</u>なければならない。 2 略 3 略 (立候補届出の特例) 第8条 前条第1項の期間内に届出のあった議員候補者がその選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後、<u>議員候補者が死亡し、又は、議員候補者であることを辞退したときは、同条の例によって、選挙の期日前2日</u>までに候補者の届出をすることができる。 2 議員候補者は、選挙の期日の前日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを<u>辞退</u>することが<u>出来ない</u>。 (立候補の届出書等) 第9条 立候補の届出は、立候補届出書(別記第2号様式)により行わなければならない。 2 前条第2項の立候補辞退の届出は、立候補辞退届出書(別記第3号様式)により行わなければならない。 3 <u>第2項</u>の届出を受理したときは、選挙長は、これを理事長に通知し、届出書の所定の欄に受理の年月日を記載しなければならない。 (選挙事務関係者の立候補制限) <u>第10条</u> 議員候補者を<u>左</u>の各号に選任しては、<u>ならない</u>。 1. 選挙長 2. 選挙立会人 3. 投票管理者 4. 投票立会人 (立候補の公告等) <u>第11条 第9条</u>の通知を受けたとき又は、<u>議員候補者の死亡を知ったときは、直ちにその旨</u>公告しなければならない。 第5章 投票 (投票立会人) 第12条 選挙長又は、<u>投票管理者</u>は、各投票所ごとに選挙人(議員候補者を除く)の中から、本人の承諾を得て、1人以上の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

変更後	変更前
2 投票立会人で参加する者が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき、<u>又</u>その後2人に達しなくなったときは、選挙長又は投票管理者は、その選挙区又は投票区における選挙人名簿に登録された者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。 (投票所) 第13条 投票所は、理事会の指定した場所に設ける。 <u>2 投票所は、午前10時に開き、午後2時に閉じる。</u> <u>3</u> 理事長は、選挙の期日から<u>少なく</u>とも7日前に、投票所の場所及び開閉時間を公告しなければならない。 (投票区) 第14条 理事会は、規約第9条第1項の後段の規定により2以上の投票所を設ける場合においては、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という）を定めなければならない。 2 前項の規定により投票区を<u>定めた</u>ときは、理事長は、前条<u>第3項</u>の公告と<u>合わせて</u>当該投票区を公告しなければならない。 (<u>投票所等</u>の公告の失効) 第15条 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行うことが出来ない場合においては、<u>前2条</u>の公告はその効力を失う。 (投票所の場所の変更) 第16条 天災地変その他やむを得ない事由により第13条<u>第3項</u>の規定によって公告した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除く外、<u>理事長</u>は、直ちにその旨を公告してその選挙を行わせることができる。 (入場券) 第17条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においては、<u>あらかじめ</u>選挙人に入場券を交付することができる。 (選挙当日選挙権のない者の投票) 第18条 選挙の当日、<u>被保険者</u>の資格を有しない者は、投票<u>を</u>することができない。 (投票所においての投票) 第19条 選挙人は、選挙の当日、<u>自ら</u>投票所に行	2 投票立会人で参加する者が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき、<u>又は</u>その後2人に達しなくなったときは、選挙長又は投票管理者は、その選挙区又は投票区における選挙人名簿に<u>登録</u>された者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。 (投票所) 第13条 投票所は、理事会の指定した場所に設ける。 <u>2</u> 理事長は、選挙の期日から<u>少く</u>とも7日前に、投票所の場所及び開閉時間を公告しなければならない。 (投票区) 第14条 理事会は、規約第9条第1項の後段の規定により2以上の投票所を設ける場合においては、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という）を定めなければならない。 2 前項の規定により投票区を<u>決めた</u>ときは、理事長は、前条<u>第2項</u>の公告と<u>あわせて</u>当該投票区を公告しなければならない。 (公告の失効) 第15条 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行うことが出来ない場合においては、<u>第2条第2項、第13条第2項、第14条第2項</u>の公告はその効力を失う。 (投票所の場所の変更) 第16条 天災地変その他やむを得ない事由により第13条<u>第2項</u>の規定によって公告した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除く外理事長は、直ちにその旨を公告してその選挙を行わせることができる。 (入場券) 第17条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においてはあらかじめ選挙人に入場券を交付することができる。 (選挙当日選挙権のない者の投票) 第18条 選挙の当日被保険者の資格を有しない者は、投票することができない。 (投票所においての投票) 第19条 選挙人は、選挙の当日自ら投票所に行き

変更後	変更前
き、<u>選挙人名簿</u>の対照を経て、<u>投票</u>をしなければならない。 (郵便による投票) 第20条 投票所から遠隔の地又は交通不便の地に勤務する選挙人は前条の規定にかかわらず、<u>郵便</u>で投票することができる。この場合においては、理事会はその選挙人の範囲を定め、理事長はこれを公告しなければならない。 2 郵便による投票に<u>用うる</u>投票用封筒は別記第4号様式により調製しなければならない。 (投票記載の場所の設備) 第21条 理事長は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、<u>相当</u>の設備をしなければならない。 (投票箱の構造) 第22条 投票箱は、<u>できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部のふたに各異なった2以上の錠を設けなければならない。</u> (投票箱に何も入っていないことの確認) 第23条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。 (投票用紙の交付及び様式) 第24条 選挙長又は投票管理者は、選挙の当日、投票立会人の面前において、<u>選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。</u> 2 投票用紙は、<u>別記第5号様式</u>により調製しなければならない。 (選挙人の確認及び宣言) 第25条 選挙長又は投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。 2 略 (投票用紙の引換<u>え</u>) 第26条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては、<u>選挙長又は投票管理者に対して、その引換え</u>を請求することができる。	選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。 (郵便による投票) 第20条 投票所から遠隔の地又は、<u>交通不便の地</u>に勤務する選挙人は、<u>前条</u>の規定にかかわらず郵便で投票することができる。この場合においては、理事会はその選挙人の範囲を定め、理事長はこれを公告しなければならない。 2 郵便による投票に<u>用いる</u>投票用封筒は、<u>別記第4号様式</u>により調製しなければならない。 (投票記載の場所の設備) 第21条 理事長は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は、<u>投票用紙</u>の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために相当の設備をしなければならない。 (投票箱の構造) 第22条 投票箱はできるだけ堅固な構造とし、かつ<u>その上部のふたに各異なった2以上の錠を設けなければならない。</u> (投票箱に何も入っていないことの確認) 第23条 選挙長又は、<u>投票管理者</u>は、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で、<u>投票箱</u>を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。 (投票用紙の交付及び様式) 第24条 選挙長又は、<u>投票管理者</u>は、選挙の当日、投票立会人の面前において選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。 2 投票用紙は、<u>別記第4号様式</u>により調製しなければならない。 (選挙人の確認及び宣言) 第25条 選挙長又は、<u>投票管理者</u>は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。 2 略 (投票用紙の引換) 第26条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては選挙長又は、<u>投票管理者</u>に対してその引換を請求することができる。

変更後	変更前
(投票用紙の記載事項及び投函) 第 2 7 条 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら議員候補者 1 <u>人</u>の氏名を記載して、<u>選</u>挙長及び投票管理者又は投票立会人の面前において、<u>自</u>らこれを投票箱に入れなければならない。 (退出せしめられた者の投票) 第 2 8 条 第 3 4 条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、選挙長又は投票管理者は、投票所の秩序をみだす<u>おそれ</u>がないと認める場合においては、投票をさせることができる。 (投票用紙の返付) 第 2 9 条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は第 3 4 条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、<u>投票用紙</u>を選挙長又は投票管理者に返さなければならない。 (投票箱の閉鎖) 第 3 0 条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長又は投票管理者は、その旨を告げて、<u>投票所</u>の入口を閉ざし、投票所にある選挙人の投票の<u>決了</u>するのを待って、<u>投票箱</u>を閉鎖しなければならない。 2 選挙長は、<u>第 2 0 条</u>に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だって、<u>投票立会人の面前</u>において封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。 3 何人も、<u>投票箱の閉鎖後</u>は投票をすることができない。 4 第 1 項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合に<u>おいては</u>、選挙長又は投票管理者は、<u>投票箱のふた</u>を閉じ、<u>錠</u>をかけた上、<u>錠のうちその 1 の錠</u>は選挙長又は投票管理者が保管し、<u>他の錠</u>は投票立会人が保管しなければならない。 (投票箱等の送致) 第 3 1 条 投票管理者は、<u>投票立会人</u>とともに、<u>投票の当日</u>、<u>その投票箱</u>、<u>投票録</u>及び<u>選挙人名簿</u>を選挙長に送致しなければならない。 (投票箱の持出しの禁止) 第 3 2 条 投票箱は、<u>ふた</u>を閉じた後は、<u>選挙長</u>に送致する場合のほか投票所の外に持ち出してはならない。 (投票所に入出入し得る者) 第 3 3 条 選挙人、<u>投票所の事務</u>に従事する者又は	(投票用紙の記載事項及び投函) 第 2 7 条 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら議員候補者 1 名の氏名を記載して選挙長及び投票管理者又は、<u>投票立会人の面前</u>において自らこれを投票箱に入れなければならない。 (退出せしめられた者の投票) 第 2 8 条 第 3 4 条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、選挙長又は、<u>投票管理者は、投票所の秩序をみだす虞れ</u>がないと認める場合においては、投票をさせることができる。 (投票用紙の返付) 第 2 9 条 投票をする前に自ら投票所外に退出し又は第 3 4 条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は投票用紙を選挙長又は投票管理者に返さなければならない。 (投票箱の閉鎖) 第 3 0 条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、選挙長又は投票管理者はその旨を告げて投票所の入口を閉ざし投票所にある選挙人の投票の<u>結了</u>するのを待って投票箱を閉鎖しなければならない。 2 選挙長は第 2 0 条に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だって投票立会人の面前において封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。 3 何人も投票箱の閉鎖後は投票をすることができない。 4 第 1 項の規定によって投票箱を閉鎖すべき場合に<u>於ては</u>選挙長又は投票管理者は投票箱のふたを閉じ錠をかけた上錠のうちその<u>1 つの錠</u>は選挙長又は投票管理者が保管し他の<u>錠</u>は投票立会人が保管しなければならない。 (投票箱等の送致) 第 3 1 条 投票管理者は投票立会人とともに投票の当日その投票箱投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。 (投票箱の持出しの禁止) 第 3 2 条 投票箱はふたを閉じた後は選挙長に送致する場合のほか投票所の外に持ち出してはならない。 (投票所に入出入し得る者) 第 3 3 条 選挙人投票所の事務に従事する者又は

変更後	変更前
投票所を監視する職権を有する者でなければ、<u>投票所</u>に入ることができない。 (投票所における秩序保持) 第34条 投票所において演説討論をし、<u>若しくは、けん騒にわたり又は投票に関し協議、若しくは、勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙長又は投票管理者は、これを制止することができる。この場合においてその制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。</u> (投票録の様式) 第35条 投票録は、<u>別記第6号様式</u>により調製しなければならない。 第 6 章 開票及び選挙会 (開票日) 第36条 開票は、投票の当日<u>すべての投票箱の送致を受けた日に行う。</u> (開票事務と選挙会事務との合同) 第37条 選挙の開票の事務は、<u>選挙会場において選挙会の事務に合わせて行なう</u>ものとする。 (選挙立会人) 第38条 選挙長は、<u>選挙人（議員候補者を除く。）の中から本人の承諾を得て、1人以上の選挙立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。</u> 2 選挙立会人で参加する者が選挙会場を開くべき時刻になっても1人に達しないとき、又はその後1人に達しなくなったときは、<u>選挙長は、その選挙区における選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙に立ち会わせなければならない。</u> (開票及び選挙会の開催場所及び日時) 第39条 開票及び選挙会は、<u>理事会の指定した場所</u>で開く。 2 理事長は、<u>あらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時を、それぞれ公告しなければならない。</u> (開 票) 第40条 選挙長は、<u>投票</u>立会人とともに、<u>投票箱を開き、各投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。</u>	投票所を監視する職権を有する者でなければ投票所に入ることができない。 (投票所における秩序保持) 第34条 投票所において演説討論をし若しくはけん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは選挙長又は投票管理者はこれを制止することができる。この場合においてその制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。 (投票録の様式) 第35条 投票録は<u>別記第5号様式</u>により調製しなければならない。 第 6 章 開票及び選挙会 (開票日) 第36条 開票は、投票の当日<u>に行う。</u> (開票事務と選挙会事務との合同) 第37条 選挙の開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に<u>合せて行う</u>ものとする。 (選挙立会人) 第38条 選挙長は選挙人（議員候補者を除く）の中から本人の承諾を得て1人以上の選挙立会人を選任しその選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。 2 選挙立会人で参加する者が選挙会場を開くべき時刻になっても1人に達しないとき、又はその後1人に達しなくなったときは選挙長はその選挙区における選挙人名簿に登録された者の中から1人に達するまでの選挙立会人を選任し直ちにこれを本人に通知し選挙に立ち会わせなければならない。 (開票及び選挙会の開催場所及び日時) 第39条 開票及び選挙会は理事会の指定した場所で開く。 2 理事長はあらかじめ開票及び選挙会の場所及び日時をそれぞれ公告しなければならない。 (開 票) 第40条 選挙長は<u>選挙</u>立会人とともに投票箱を開き各投票所の投票を混同して投票を点検しなければならない。

変更後	変更前
(投票の点検) 第41条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合において、選挙立会人とともに、投票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。 (開票の場合の投票の効力の決定) 第42条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては、第43条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。 (無効投票) 第43条 次の投票は無効とする。<u>ただし、第2号については、選挙が議員の任期の満了前に行われる場合においては、有効とする。</u> (1) 正規の用紙を用いないもの。 (2) <u>現に組合会の議員の職にある者の氏名を記載したもの。</u> (3) <u>議員候補者でない者の氏名を記載したもの。</u> (4) <u>投票中に2人以上の氏名を記載したもの。</u> (5) <u>被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの。</u> (6) <u>議員候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし職場における地位、居住又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。</u> (7) <u>郵便による投票の場合には、その投票をすることのできる時刻に<u>おくれて</u>到着したもの。</u> (8) <u>議員候補者の氏名を自書しないもの。</u> (9) <u>議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。</u> (同一氏名等の候補者に対する投票の効力) 第44条 同一の氏名、氏又は名の議員候補者が2人以上ある場合において、<u>その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第9号の規定にかかわらず、有効とする。</u> 2 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、<u>それぞれこれに加えるものとする。</u> (得票数の計算) 第45条 選挙長は、投票の点検の結果により、選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。 (得票数の朗読) 第46条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、	(投票の点検) 第41条 選挙長は、前条の規定による投票を点検する場合において、<u>は</u>、選挙立会人とともに、投票の総数を計算して投票した選挙人の総数と比較しなければならない。 (開票の場合の投票の効力の決定) 第42条 投票の効力は選挙立会人の意見を聴き選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては第43条の規定に反しない限りにおいてその投票した選挙人の意思が明白であればその投票を有効とするようにしなければならない。 (無効投票) 第43条 次の投票は無効とする。 (1) 正規の用紙を用いないもの。 (2) <u>議員候補者でない者の氏名を記載したもの。</u> (3) <u>投票中に2人以上の氏名を記載したもの。</u> (4) <u>議員候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし職場における地位、<u>住居</u>又は敬称の類を記載したものはこの限りでない。</u> (5) <u>郵便による投票の場合にはその投票をすることのできる時刻に<u>遅れて</u>到着したもの。</u> (6) <u>議員候補者の氏名を自書しないもの。</u> (7) <u>議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。</u> (同一氏名等の候補者に対する投票の効力) 第44条 同一の氏名氏又は名の議員候補者が2人以上ある場合においてその氏名氏又は名のみを記載した投票は前条第7号の規定にかかわらず有効とする。 2 前項の有効投票は当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分しそれぞれこれに加えるものとする。 (得票数の計算) 第45条 選挙長は投票の点検の結果により選挙立会人とともに同一の議員候補者の得票数を計算しなければならない。 (得票数の朗読) 第46条 選挙長は前条の計算が終わったときは、各

変更後	変更前
各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。 (選挙会の参観) 第47条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前は<u>この限りではない</u>。 (選挙会場の取締り) 第48条 第33条及び第34条の規定は、選挙会場の取締りについて、<u>準用</u>する。 (選挙録その他の関係書類の保存) 第49条 選挙長は、選挙事務が<u>終わった</u>ときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、<u>投票立会人</u>とともに封印をし、投票録及び選挙録並びに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送致しなければならない。 2 前項の選挙録その他の関係書類は、<u>事務所</u>において、<u>当該選挙</u>にかかる議員の任期間保存しなければならない。 (選挙録の様式) 第50条 選挙録は、<u>別記第7号様式</u>により調製しなければならない。 第 7 章 当選人 (同点者の当選人) 第51条 規約第10条第1項の規定により当選人を定めるに当り、<u>得票数</u>が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。 (繰上当選) 第52条 <u>当選者</u>が当選を<u>辞</u>したとき、<u>選挙</u>の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは、<u>直ちに</u>選挙会を開き規約第10条第1項ただし書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。 (無投票当選) 第53条 規約第8条第1項のただし書の規定により投票を<u>行なわ</u>ないことになったときは、選挙長は、<u>直ちに</u>その旨を理事長に通知しなければならない。 2 理事長は、<u>前項</u>の通知を受けたときは、<u>直ちに</u>その旨を公告しなければならない。 3 第1項の場合に<u>おいて</u>、選挙長は、<u>議員候補者</u>を当選人と定めなければならない。 (当選人の報告、告知及び公告) 第54条 当選人が決まったときは、選挙長は、<u>直ちに</u>当選人の氏名、<u>所属事業所名</u>及び得票総	議員候補者の得票数を朗読しなければならない。 (選挙会の参観) 第47条 選挙人は選挙会の参観を求めることができる。ただし開票開始前は<u>この限りで</u>ない。 (選挙会場の取締り) 第48条 第33条及び第34条の規定は選挙会場の取締りについて準用する。 (選挙録その他の関係書類の保存) 第49条 選挙長は選挙事務が<u>終った</u>ときは、投票の有効無効を区別してそれぞれ別の封筒に入れ、<u>選挙立会人</u>とともに封印をし投票録及び選挙録並びに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送致しなければならない。 2 前項の選挙録その他の関係書類は事務所において当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。 (選挙録の様式) 第50条 選挙録は<u>別記第6号様式</u>により調製しなければならない。 第 7 章 当選人 (同点者の当選人) 第51条 規約第10条第1項の規定により当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。 (繰上当選) 第52条 <u>当選人</u>が当選を<u>辞退</u>したとき選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき又は死亡者であったときは直ちに選挙会を開き規約第10条第1項、<u>ただし書の得票者</u>で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。 (無投票当選) 第53条 規約第8条第1項のただし書の規定により投票を<u>行わ</u>ないことになったときは、選挙長は直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。 2 理事長は前項の通知を受けたときは直ちにその旨を公告しなければならない。 3 第1項の場合に<u>於いて</u>選挙長は議員候補者を当選人と定めなければならない。 (当選人の報告、告知及び公告) 第54条 当選人が決まったときは、選挙長は直ちに当選人の氏名所属事業所名及び得票総

変更後	変更前
総数を、<u> </u>理事長に報告しなければならない。 2 前項の報告があったときは、理事長は、<u> </u>直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、<u> </u>当選人の氏名及び所属事業所名を公告しなければならない。 3 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から5日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。 (当選人がない場合の報告及び公告) 第55条 当選人がないとき又は当選人が<u>その選挙区</u>の議員の定数に達しないときは、<u> </u>選挙長は、<u> </u>直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。 2 前項の報告があったときは、理事長は、<u> </u>直ちにその旨を公告しなければならない。 第 8 章 特 別 選 挙 (再選挙) 第56条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は、<u> </u>当該選挙の日から1月以内に選挙期日を定めて再選挙を<u>行なわ</u>せなければならない。 (繰上補充) 第57条 議員に欠員が生じた場合において、<u> </u>規約第10条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、<u> </u>その者の中から当選人を定めなければならない。 (補欠選挙及び増員選挙) 第58条 議員の欠員について、<u> </u>前条の規定により当選人を定めることができることを除く外、<u> </u>理事会は、<u> </u>選挙の期日を定めて、補欠選挙を<u>行なわせ</u>なければならない。 2 議員の定数の増員の場合においては、<u> </u>理事会は、<u> </u>選挙の期日を定めて増員選挙を<u>行なわ</u>せなければならない。 (当選無効) 第59条 前条第1項の<u>規定</u>は当選人の当選が無効となった場合に、<u> </u>これを準用する。 <u>第 9 章 報 酬 補 償</u> <u>(選挙事務従事者の報酬補償)</u> 第60条 <u>第11条の各号に掲げた者が選挙事務に従事することによって平常の業務に対する報酬を受けることができない場合は、</u>	数を理事長に報告しなければならない。 2 前項の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、かつ当選人の氏名及び所属事業所名を公告しなければならない。 3 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から5日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。 (当選人がない場合の報告及び公告) 第55条 当選人がないとき又は、<u> </u>当選人が議員の定数に達しないときは選挙長は直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。 2 前項の報告があったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。 第 8 章 特 別 選 挙 (再選挙) 第56条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合においては、理事会は当該選挙の日から1月以内に選挙期日を定めて再選挙を<u>行わ</u>せなければならない。 (繰上補充) 第57条 議員に欠員が生じた場合において規約第10条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開きその者の中から当選人を定めなければならない。 (補欠選挙及び増員選挙) 第58条 議員の欠員について前条の規定により当選人を定めることができることを除く外理事会は選挙の期日を定めて、補欠選挙を<u>行わせ</u>なければならない。 2 議員の定数の増員の場合においては理事会は選挙の期日を定めて増員選挙を<u>行わ</u>せなければならない。 (当選無効) 第59条 前条第1項の<u>規程</u>は当選人の当選が無効となった場合にこれを準用する。 (新 設)

変更後	変更前
<u>その受けることができなかった額に相当する額は、これを組合から補償することができる。</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別記第 1 号様式～別記第 7 号様式 略	

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
三越伊勢丹健康保険組合 組合会会議規則 第 1 章 総 則 第 1 条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。 第 2 条 議員の席次は、議長の定めるところによる。 2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が 2 人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。 3 議員の定数が増加したため、選定又は選挙された議員の席次は、議長の定めるところによる。 第 3 条 会期を定めて招集した会議の場合には、議長は次の<u>会議日程</u>及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。 2 <u>会議日程</u>に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。 第 4 条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に<u>諮り</u>これを決することが出来る。	三越伊勢丹健康保険組合 組合会会議規則 第 1 章 総 則 <u>(開 催)</u> 第 1 条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。 <u>(議員の席次)</u> 第 2 条 議員の席次は、議長の定めるところによる。 2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が 2 人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。 3 議員の定数が増加したため、選定又は選挙された議員の席次は、議長の定めるところによる。 <u>(会議日程及び開催時間の報告)</u> 第 3 条 会期を定めて招集した会議の場合には、議長は次の<u>開議日程</u>及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。 2 <u>会議の日程</u>に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。 <u>(規則に疑義が生じた場合)</u> 第 4 条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に<u>はかり</u>これを決することが出来る。

第5条 議員の着席は、議長の合図による。

第6条 議案又は報告書は、開議の前に議長が議員にこれを配布しなければならない。

第7条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。

2 議案又は報告書は、議長が付議する。

第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

(議員の着席)

第5条 議員の着席は口頭でこれを報じる。

(議案報告書の配布)

第6条 議案又は報告書は、開議の前に議長が議員にこれを配布しなければならない。

(開議の宣告、議案の付議朗読)

第7条 議長は会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。

2 議案又は報告書は、議長が付議した後、この組合の事務職員に朗読させる。ただし議長が必要と認めないときは、朗読を省略することができる。

(会議システムにおける仕組み)

第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第 2 章 読 会

(通 則)

第9条 議案は第三読会を経て確定する。ただし、議長は会議にはかつて第二読会又は第三読会を省略することが出来る。

(第一読会)

第10条 第一読会においては、議案の大体において審議し、第二読会を開くかどうかを決定しなければならない。

(第二読会)

第11条 第二読会においては、議案の条項を逐次審議する。ただし、議長は会議にはかり条項の順序を変更し、又は数条項を一括し、若しくは第一条項を分割して議事に付することが出来る。

(第三読会)

第12条 第三読会においては、議案の全体について議決する。

2 第三読会においては、字句の更正のほか、修正の動議を提出することができない。ただし、議長の許可を受けたときは、これを提出することができる。この場合には、出席議員の過半数の賛成者がなければ議題としない。

<u>第 2 章</u> 動 議 及 び 建 議 <u>第 9 条</u> 動議は、出席議員の過半数以上の賛成者がなくては、これを議題としない。 <u>第 1 0 条</u> 建議案を提出しようとするときは、3 人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。 <u>第 1 1 条</u> 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。 <u>第 1 2 条</u> 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。 <u>第 3 章</u> 発 言 及 び 討 論 <u>第 1 3 条</u> 議長が開議を宣言しない間は、議員は議案について発言する事ができない。 <u>第 1 4 条</u> 議員は、発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。 2 2 人以上同じに発言を求めるときは、	<u>(特に審査を要する議案がある場合)</u> <u>第 1 3 条</u> 議案で特に審査を要する議案があるときは、第一読会において、議長は会議にはかり又は会議の議決により委員を互選して、これを審議せしめることができる。 2 前項の規定により、委員に議事を付託したときは、その報告をまって第二読会を開かなければならない。 <u>第 3 章</u> 動 議 及 び 建 議 <u>(動議の成立)</u> <u>第 1 4 条</u> 動議は出席議員の過半数以上の賛成者がなくては、これを議題としない。 <u>(建議案を提出しようとする場合)</u> <u>第 1 5 条</u> 建議案を提出しようとするときは、3 人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。 <u>(動議又は建議の撤回)</u> <u>第 1 6 条</u> 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。 <u>(提出の制限)</u> <u>第 1 7 条</u> 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。 <u>第 4 章</u> 発 言 及 び 討 論 <u>(発 言)</u> <u>第 1 8 条</u> 議長が開議を宣言しない間は、議員は議案について発言する事ができない。 <u>(発言しようとする場合)</u> <u>第 1 9 条</u> 議員は、発言しようとするときは、起立又は挙手によって議長の許可を受けた後発言しなければならない。 2 2 人以上同じ発言を求めるときは、議
---	--

議長はその1人を指名して発言させなければならない。 3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。 第15条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可をしなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。 第16条 討論は議題外にわたってはできない。 2 議員の討論が、冗長にわたり又は不要の議論と認められるときは、議長はこれを制止することができる。	議長はその1人を指名して発言させなければならない。 3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。 <u>(理事の発言)</u> 第20条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可をしなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。 <u>(討論)</u> 第21条 討論は議題外にわたってはできない。 2 議員の討論が、冗長にわたり又は不要の議論と認められたときは、議長はこれを制止することができる。
第4章 採 決 第17条 否決の動議は、修正動議に先立ち採決しなければならない。 第18条 修正の動議は、原案に先立ち採決しなければならない。 2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。 第19条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。 第20条 議長は、採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。 2 前項の宣言をした後は、その議題については、議員は発言することができない。 第21条 会議に列席する議員は、採決すべき議	第5章 採 決 <u>(否決の動議)</u> 第22条 否決の動議は、修正動議に先立ち採決しなければならない。 <u>(修正の動議)</u> 第23条 修正の動議は、原案に先立ち採決しなければならない。 2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。 <u>(原案の採決)</u> 第24条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。 <u>(採決の方法)</u> 第25条 議長は、採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。 2 前項の宣言をした後は、その議題については、議員は発言することができない。 <u>(可否の表明)</u> 第26条 会議に出席する議員は、採決すべき議

題につき、可否を表明しなければなら ない。 <u>第 2 2 条</u> 表決の方法は、<u>起立又は、挙手</u>による。 ただし、議長の意見により他の方法を用 いる<u>こと</u>ができる。 <u>第 2 3 条</u> 議長は、表決の結果を宣告しなければ ならない。 <u>第 5 章</u> 秩 序 <u>第 2 4 条</u> 議員は、<u>招集</u>に応じることが出来ず又 は<u>招集</u>に応じたが、会議に出席すること ができないときは、定刻前にその事由を 書面で議長に届出でなければならない。 <u>第 2 5 条</u> 議員は、<u>会議中私語その他議事を妨げ る言動をしてはならない。</u> <u>第 2 6 条</u> 議員は、<u>会議中無礼な語を用いたり又 は他人の一身上にわたる討論をしてはな らない。</u> <u>第 2 7 条</u> 会議中、この規則に違反し、その他議 場の秩序を<u>みだす</u>議員があるときは、議 長はこれを制止し、命に従わないとき は、当日の会議が終わるまで発言を禁止 し又は議場外に退去を命ずることがで きる。 <u>第 2 8 条</u> 議場が喧騒となり、整理しがたいとき は、議長は当日の会議を中止し又はこれ を閉じることが<u>できる</u>。 <u>第 6 章</u> 傍 聴 <u>第 2 9 条</u> 組合会の会議を傍聴しようとする者は、<u>身分証を受付係に提示して入場しな ければならない。</u>	題につき、可否を表明しなければなら ない。 <u>(表決の方法)</u> <u>第 2 7 条</u> 表決の方法は起立又は挙手による。た だし、議長の意見により他の方法を用い る<u>事</u>ができる。 <u>(表決の結果)</u> <u>第 2 8 条</u> 議長は、表決の結果を宣告しなければ ならない。 <u>第 6 章</u> 秩 序 <u>(欠席の報告)</u> <u>第 2 9 条</u> 議員は、<u>召集</u>に応じることが出来ず又 は<u>召集</u>に応じたが、会議に出席すること ができないときは、定刻前にその事由を 書面で議長に届出でなければならない。 <u>(私語その他)</u> <u>第 3 0 条</u> 議員は会議中、<u>私語その他議事を妨げ る言動をしてはならない。</u> <u>(罰 則)</u> <u>第 3 1 条</u> 会議中、この規則に違反し、その他議 場の秩序を<u>乱す</u>議員があるときは、議長 はこれを制止し、命に従わないときは、 当日の会議が終わるまで発言を禁止し 又は議場外に退去を命ずることができ る。 <u>(会議の中止又は閉会)</u> <u>第 3 2 条</u> 議場が喧騒となり、整理しがたいとき は、議長は当日の会議を中止し又はこれ を閉じることが出来る。 <u>第 7 章</u> 傍 聴 <u>(傍聴の申出)</u> <u>第 3 3 条</u> 組合会の会議を傍聴しようとする者は <u>組合事務所にその旨を申出で理事の承 諾を得なければならない。</u>
--	--

第30条 傍聴人は、静肅を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

- 2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。

第31条 議長より傍聴禁止の宣言があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第32条 傍聴人は、前2条に定めるもののほか、すべて議長その他係員の指揮にしたが
わなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(傍聴人の心得)

第34条 傍聴人は静肅を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明し又は談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

- 2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは退場させることができる。

(傍聴禁止)

第35条 議長より傍聴禁止の宣言があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

(その他)

第36条 傍聴人は前2条に定めるもののほか、すべて議長その他係員の指揮に従
わなければならない。